第10回理事会報告

開催日時　平成 25 年 2 月 23 日(土)16:00～20:02
　　2 月 24 日(日)09:30～13:45
開催場所　当連盟 3 階会議室

第 10 回理事会が、平成 25 年 2 月 23 日および 24 日に当連盟会議室で開催されました。
今回の理事会では、平成 25 年度事業計画案、同収支予算案の審議をはじめ、第 2 回定時社員総会の日時、場所及び議題、会費前納者の取扱変更に係わる事項並びに事務局組織の改正等の審議がおこなわれました。

＜議　題＞
第 1 号議題　平成 25 年度事業計画案について
第 2 号議題　平成 25 年度収支予算案について
第 3 号議題　「会費の納入を免除されている者」の取扱変更に係る規則の一部改正等について(継続審議)
第 4 号議題　第 2 回定時社員総会の開催について
第 5 号議題　選挙管理会管理者の選任について
第 6 号議題　東日本大震災における非常通信実施者等の表彰について(継続審議)
第 7 号議題　特別記念局の開設について
第 8 号議題　事務局組織の改正及び職員の人事について
※協議事項
※報告事項

＜審議の概要＞

第 1 号議題　平成 25 年度事業計画案について

平成 25 年度の事業計画案について第 1 号議案の上程があり、資料に基づいて説明がおこなわれた。この結果全会一致をもって原案どおり承認した。
〔決定した「平成 25 年度事業計画」は、JARL NEWS2013 年春号(本年 4 月 1 日発行)へ掲載します。 また、JARL Web には、JARL NEWS 発行にあわせて「事業計画及び年間行事カレンダー」を掲載します。〕

第 2 号議題　平成 25 年度収支予算案について

平成 25 年度の収支予算案（事業活動支出総額 5 億 120 万円）について第 2 号議案の上程があり、資料に基づいて説明がおこなわれた。この結果、全会一致をもって原案どおり承認した。
収支説明の中で、従来の財務諸表の一部であった収支予算書は、内部管理資料という位置付けとなり、特に新制度移行法人の予算書については、従来の「収入・支出」から「収益・費用」へ考え方が変更されているため、JARL もその流れに則り、平成

25 年度予算から新しい様式で作成していることをあわせて説明し了承された。

〔決定した「平成 25 年度収支予算」は、JARL NEWS2013 年春号(本年 4 月 1 日発行)へ掲載します。 また、JARL Web には、JARL NEWS 発行にあわせて掲載します。〕

第３号議題　「会費の納入を免除されている者」の取扱変更に係る規則の一部改正等について(継続審議)

会費前納者の取扱いについては、第 8 回理事会(平成 24 年 9 月)及び第 9 回理事会(平成 24 年 11 月開催)からの継続審議であり、今回は第 2 回定時社員総会へ上程する議案としての審議をおこなった。

会費前納者の方については、今後はライフメンバーと称し継続的に会員として登録され、選挙権・被選挙権、連盟の事業や行事への参加などの権利は今後も変更がないこと。交信証及び受信証の転送取扱規程による転送サービス及び雑誌形式(郵送)による JARL NEWS の配布は一定期間経過後終了となり、その後も交信証(受信証)の転送を希望する場合は別途負担金が必要となることなど、会費前納者の方々に対する取扱いに前回理事会で決定した内容への変更がないことを確認した。

この結果、本議案については全会一致をもって原案どおり承認し、今後も会員に対する多くの理解を求めるとともに、一層周知に努めることを申し合わせた。

〔決定した「会費の納入を免除されている者の取扱変更に係る規則の一部改正等」については、JARL NEWS2013 年春号(本年 4 月 1 日発行)へ掲載します。また、JARL Web には、JARL NEWS 発行にあわせて掲載します。〕

第４号議題　第２回定時社員総会の開催について

第２回定時社員総会の開催日時及び場所、総会へ上程する議題並びに報告事項等について、第４号議案の上程があり、資料に基づいて説明がおこなわれた。これを審議した結果、つぎのとおり開催することを全会一致で原案どおり承認した。

また、この審議にともなう定時社員総会での傍聴の取扱いについては、前回の定時社員総会と同様に、総会会場内に 100 席の傍聴席を設けることを申し合わせた。なお、傍聴人の募集は、JARL NEWS 2013 年春号(平成 25 年４月１日発行)へ掲載し、案内・周知することを併せて決定した。

第２回定時社員総会の開催日時及び場所、議題並びに報告事項等

１	日時	平成 25 年 6 月 16 日(日)　午後１時開会
２	会場	東京都新宿区西新宿４－１５－３ ベルサール西新宿
３	議題	第１号議題　平成 24 年度決算の件 第２号議題　「会費の納入を免除されている者」の取扱変更

に係る規則の一部改正等の件

4　報告事項　(1)平成 24 年度事業報告
(2)平成 25 年度収支予算
(3)平成 25 年度事業計画

第 5 号議題　選挙管理会管理者の選任について

現在の選挙管理会の管理者は、平成 25 年 3 月末日をもって任期満了となるため、選挙規程第 36 条第 2 項並びに同第 37 条第 2 項の規定により、平成 25・26 年度の選挙管理会管理者の選出について審議した。

この結果、つぎの方を本年 4 月からの 2 年間、管理者とすることを全会一致で原案どおり承認した。

再任	JA1TY	坂田　佳昌
再任	JA1HOF	栗原　正敏
新任	JF1JSP	森　章和
再任	JJ1HKS	川島　健太郎
新任	JH2DTP	中西　嘉文

第 6 号議題　東日本大震災における非常通信実施者等の表彰について(継続審議)

第 9 回理事会において審議継続とした東日本大震災における非常通信実施者等の表彰について、非常通信の実施・支援、RL 局への情報提供等、物資提供、物資輸送等に関する表彰対象の事績に関し精査し、前回に引続いて審議をおこなった。

この結果、表彰規程第 2 条第 1 号に該当する事績並びに表彰基準に基づき、非常通信の実施・支援（80 件)、RL 局への情報提供等（2 件)、物資提供（11 件)、物資輸送（2 件）とし、あわせて 95 件の事績について表彰することを全会一致で原案どおり承認した。

なお今後、表彰対象となる旨の追加の申出があった場合は、当該地方本部長、会長並びに専務理事が協議を行い、表彰状(非会員の場合は感謝状)が交付できる扱いとし、その取扱い結果については理事会へ報告することを申し合わせた。

第 7 号議題　特別記念局の開設について

平成 25 年度に開設する連盟の特別記念局の開設について、第 7 号議案の上程があり、各地方本部から要望・提出された 10 件の特別記念局の開設申出（このうち連盟支出金申請が 6 件で 260,000 円）について審議した。

関東、中国、九州、北海道、北陸の各地方本部から申出された QRP デーについては、1997 年に IARU が QRP デーを創設した時から始まっており、特別記念局の位置付であるが、前例に伴い中国及び九州地方本部から要請の連盟の支出はおこなわないこととした。また、中国地方本部からの美作国建国 1300 年は、行事内容が特別記念局とし

ての国単位の行事ではないので、特別局へ変更すると共に予算支出しないこととした。
　この結果、次のとおり 10 件の開設申出に対し、9 件（このうち連盟支出金は 3 件で計 110,000 円）についての特別記念局の開設を全会一致で承認した。
　開設承認された特別記念局は次のとおりである。

＜特別記念局(9 件)＞　※カッコ内は開設期間
（関東）第 68 回国民体育大会･第 13 回全国障害者スポーツ大会(大会愛称：スポーツ祭東京 2013)（4.6～10.14）
（関東）QRP デー（4.26～6.30）
（関西）第 18 回関西アマチュア無線フェスティバル（4.1～7.14）
（中国）QRP デー（4.26～6.30）
（九州）QRP デー（4.26～6.30）
（九州）第 13 回西日本ハムフェアー（12.8～H26.3.2）
（北海道）QRP デー（4.26～6.30）
（北陸）QRP デー（4.26～6.30）
（北陸）2013 全日本 ARDF 競技大会（7.21～10.20）

第８号議題　事務局組織の改正及び職員の人事について

　事務局職員数の減員にともなう組織の合理化と業務の円滑化のため、事務局組織及び組織変更に伴う人事異動を行う旨の提案があり、これを審議した。
　この結果、平成 25 年 3 月 1 日付けにより新たな事務局組織系統として三部制から二部制の編成とし、総務部に２課、会員部に 4 課をそれぞれ配置し、これに伴い、現在業務部に置かれている業務課と国際課は会員部へ移行するとともに会員部に技術担当部長を配置し、さらに組織変更にあわせて業務分担等を編成し直すこととした。また、これと同時に人事異動を実施することを原案どおり全会一致で承認した。
〔新組織の系統と業務分担は、JARL Web へ掲載します。〕

（平成 25 年 3 月 1 日付）

〔異　動〕
会員部長付技術担当部長　近藤　俊幸（業務部長）
会員部国際課課長　山本　勝美（業務部国際課課長）
会員部業務課課長及び非常通信センター長兼務
　内山　隆志（業務部業務課課長及び非常通信センター長兼務）
会員部広報課課長　佐藤　勇悦（業務部業務課主査及び非常通信センター兼務）
会員部会員課課長　宮本　宜之（会員部会員事業課課長）
会員部業務課主任及び非常通信センター兼務
　高梨　書弘（業務部業務課主任及び非常通信センター兼務）
会員部会員課主任　山下　喜雄（会員部会員事業課主任）
会員部会員課及び会員部国際課兼務
　土方　千恵子（業務部業務課及び非常通信センター兼務）

＜協議事項＞

１．規則第 37 条第 1 項ただし書による地方本部長への対応について

中国、四国及び北海道の規則第 37 条第 1 項ただし書による地方本部長への対応について協議した。

この規則第 37 条の規定による会長委嘱の地方本部長の通称については、「ただし書地方本部長」とすることとし、会議への出席、議案等の配布、催事(ハムフェア)への参加等に対する議論をおこなった。

理事会等の会議とその取扱いについては、意志の疎通を図っていくため理事会へのオブザーバー的な出席や地方本部長会議として別途開催することが望ましいとする意見があった。この中で、監事からは理事会の構成は理事をもって構成するとの法律が現にあり、しいて言えば地方本部長は業務執行を担っていただく方であり、理事会出席への必要性は少ないとの指摘があった。

この後、情報共有を図るためにも地方本部長会議の開催は必要でありその実施時期の検討等がおこなわれ、これを協議の結果、定例的な開催ではなく必要に応じて会長が会議を招集または現地へ出向いて対応を図ることで了承された。検討結果は次のとおり。

（１）会議関係

① 理事会への出席は、招集しないこととした。

② 社員総会への出席は、招集しないこととした。(会長委嘱の支部長と同様)

③ 議案・議事録配布の扱いは、理事会終了後、議案と資料、議事録を配布する。

④ ハムフェアへの出席は、自由参加とした。

なお、会長から、社員総会の傍聴人としての参加やハムフェア等への参加は、示された手続きにより自由であるが、地方本部費の支出はできない旨の確認事項があった。

（２）関連規定

役員旅費規定、覚書事項への職名追記をおこなうこととした。

（３）規則第 37 条 1 項ただし書による地方本部長の通称は、ただし書地方本部長とした。

２．1200MHz 帯における業務局との共用問題について

（１）放送事業用無線局(FPU)について

今後の使用が検討されている 1200MHz 帯を使用する放送事業用無線局(FPU：Field Pickup Unit)の代表的な使用例は、報道、スポーツイベントの中継などであり、特にマラソンや駅伝の中継では、多くの FPU の無線機が活用される場合がある。

FPU の電波は第一次割当であり、アマチュア無線は第二次割当であるので、第一次割当の FPU の使用に障害がないようにすることを求められており、故意に電波を発射して障害を与えた場合は、電波法違反による懲役や罰金に処せられる恐れがあるので、これを協議した。

この結果、1200MHz の FPU は、主としてマラソンやゴルフの放送素材の中継に使用されるため、コース近辺のアマチュア局は、大会当日の 1200MHz の電波の発射を差し控える等により対応していくことが考えられるが、今後、総務省の担当部署を通じて調整していくこととし、了承された。

なお、具体的な内容が明らかになれば別途理事会に報告等をおこなうこととした。

（２）準点頂衛星による測位業務について

準天頂衛星の初号機の「みちびき」は、平成 22 年 9 月に打ち上げられ、初期機能確認の後、技術実証実験、利用実証実験を行っている。そして、「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」として、「2010 年代後半を目途にまずは 4 機体制を整備。将来的には持続測位が可能となる 7 機体制を目指す。」などのことが、平成 23 年 9 月に閣議決定されている。

計画では平成 29 年度に 3 機を打ち上げ、平成 30 年 4 月から初号機の「みちびき」と合わせた 4 機体制によって実運用に入るとしている国家プロジェクトであるので、これをどう取り扱っていくかの協議をおこなった。

準天頂システムは、1200MHz の周波数を第一次割当として使用するため、問題点としてはアマチュア局から干渉・妨害を与えてしまう恐れがある。準天頂測位衛星システムは、国家戦略として国の安全、災害対策、産業分野の活性化を目指しているものであり、アマチュア局からの 1200MHz の電波によって測位業務に支障を及ぼすことが多発する事態となれば、1200MHz 帯の周波数の電波の指定取り消しが行われる可能性が少なくない。

この協議の中で、今回のケースは国家プロジェクトがアマチュア無線と相対する初のケースであるが、公の電波をアマチュア無線が活用させてもらっていると言う電波利用の根本を想起する必要があるとする意見のほか、アマチュア無線の遵法精神を破る独りよがりな電波の発射によって、国家の安全と災害対策等に対する妨害をおこなってしまう事態となれば、アマチュア無線家の全体が悪者のレッテルを貼られてしまいかねないと言う意見とこれに類する意向が大勢を占めるところとなった。

さらに、今回の問題はアマチュア無線の権益に対する誠に大きな問題であるので、会員に対する情報の提供、収集した情報を分かりやすく丁寧に提供することによって、この理解と現状認識の周知に努めていくことを申し合わせた。

以上の経過を踏まえ、JARL は、1200MHz のレピータ局に関して次の取扱いとすることを検討することとした。

① 測位衛星システムの詳細や干渉妨害の実態が明らかになるまでレピータの公募を差し控える。
② 稼働状況を調べ運用実態が少ない局は廃止を求めていく。
③ 平成 29 年度までに再免許等の機会を捉えて空中線電力を 1W にしていく。

現在、この対応をとる方向で検討しており、早急によりよい対応策をとる必要がある。今後も準天頂衛星に関する情報の把握に努め、その対応に万全を期すとともに JARL NEWS、JARL Web、メールマガジン等に掲載して、周知に努めていく。

〔準天頂衛星に関する事項は、インターネットで 「準天頂衛星」 などで検索すると内閣府をはじめ各種の機関から多くの資料が公開されていますので、あわせてご覧ください。〕

３．理事からの提案について

以下の 2 件について協議をおこなった。

（１）中国、四国および北海道地方本部長の不在が半年間続いたが、前回の理事会で改正

された規則第 37 条による地方本部長の委嘱で決着した。この経緯について会長からの説明を求める旨の提案があった。

〔協議結果〕　中国、四国、北海道の各地方本部会議における、ただし書地方本部長の委嘱までの経緯が説明され、平成 24 年 12 月 19 日付けで決定通知が全支部長、当該区域の社員に送られたことが説明され、了承された。

（2）JARL からの再免許案内の停止　　再免許案内に関して、一部の総合通信局から通知が始まっているが、全国の総合通信局で案内が送られているので経費節減のために停止するべきではないかとの提案があった。

〔協議結果〕来年度から、アマチュア局への再免許案内が正式稼働する予定なので、実施されれば JARL からの案内は取り止めとする方向であるとして、了承された。

＜主な報告事項＞

議案及び協議事項の終了後、日野岳専務理事(JE1KAB)から定款第 23 条第 5 項に基づく業務報告がおこなわれました。

1．意見募集に対する意見の提出について

（1）「電波有効利用の促進に関する検討会　報告書(案)」に対する意見募集について

平成 24 年 11 月 17 日から 12 月 7 日の間、総務省の「電波有効利用の促進に関する検討会」における報告書(案)について意見募集が行われた。

報告書案中、「不法アマチュア無線」と表現した記述があったため、「アマチュア無線用機器を使用した不法無線局」に修正を要望する旨、またアマチュア無線局の手続きの簡素化について謝意を表する旨の意見を、平成 24 年 12 月 3 日に提出した。

（2）「宇宙基本計画(案)」に関する意見募集について

平成 24 年 12 月 5 日から平成 24 年 12 月 25 日の間、内閣官房宇宙開発戦略本部事務局 内閣府宇宙戦略室から、「宇宙基本計画(案)」に関する意見募集が行われた。

その中で準天頂衛星(みちびき)に関する事項で、1200MHz 帯のアマチュア局への影響が考えられることから、測位業務用の電波がアマチュア無線への支障がないよう要望する旨、平成 24 年 12 月 18 日に意見を提出した。

（3）放送システム委員会報告(案)に対する意見の募集について

平成 24 年 12 月 27 日から平成 25 年 1 月 16 日の間、情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会から、1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯を使用する放送事業用無線局(FPU)の技術的条件について意見募集があった。

連盟からは、1200MHz 帯で免許を受けている 14 万局のアマチュア局との間で共用に問題が生じないことを十二分に確認願いたい旨、平成 24 年 12 月 25 日に意見を提出した。

2．委員会等の開催について

つぎのとおり委員会等が開催された。

・アマチュア無線フェスティバル実行委員会（平成 25 年 2 月 9 日：ハムフェア 2013

メインビジュアル、出展参加要項等の確認などについて）
・アワード委員会(文書による)（平成 25 年 1 月 27 日　運用地の移動範囲についての確認、アワードに係る Q&A の見直しなど）
・コンテスト審査分科会（平成 25 年 1 月 12 日：第 33 回全市全郡コンテスト書類審査）
・周波数委員会（平成 24 年 11 月 16 日：周波数使用区別の改正に関する意見の整理など）
・ワイヤレスネットワーク委員会（平成 25 年 2 月 2 日：D-STAR レピータ局の開設・増設要望の審査と周波数選定、アナログ(FM)レピータ局の開設要望の審査と周波数選定など）
・D-STAR 委員会（平成 24 年 12 月 14 日：D-STAR システムの改善検討など）
・財政・機構検討ワーキンググループ（平成 25 年 2 月 6 日：社員総会決定後の会費前納者の取扱いについてなど）

３．局免許が確認できない会員の調査について

総務省「無線局免許情報検索」にて局免許が確認できない会員 4,786 名に対し、平成 24 年 10 月 31 日にその旨通知を発送、平成 25 年 2 月 4 日までに寄せられた回答等について報告した。

４．地方本部長・社員の就退任について

（１）地方本部長

・規則第３７条第1項ただし書による地方本部長の委嘱(平成 24 年 12 月 19 日付)

(就任) 中国地方本部長　JA4DLF　綱島　俊昭
(就任) 四国地方本部長　JA5SUD　森田　耕司
(就任) 北海道地方本部長　JA8ATG　原　恒夫

（２）中国地方本部社員

・中国地方本部区域の社員の退任及び当該社員次点者の繰上就任(平成 24 年 12 月 19 日付)

(退任) JA4DLF　綱島　俊昭　※中国地方本部長に就任
(就任) JA4LGA　木村　賢

５．諸報告

経理状況、会員数の動向、継続会費の自動振替、会費の一般クレジットカード決済件数、インターネットサービスの登録数、特別局等の収支等の報告、その他の報告をおこないこれを了承した。

（13：45 終了）